

## 業務委託仕様書

### 1 委託業務名

京都府公式 YouTube チャンネルを活用した府政情報発信業務

### 2 業務期間

契約締結の日から令和6年3月31日までとする。

### 3 委託目的

本府が運用する公式 YouTube チャンネルを活用し、京都府内外の主に若い世代に対し府政を発信することで、府に対する理解向上を図る

### 4 コンセプト

#### ◎目的

京都府政の認知拡大を通して府政に対する理解と共感を得ること。

#### ◎ターゲット層

京都府内外の主に若い世代（25歳～34歳）

#### ◎テーマの設定

ターゲット層に訴求できる府政や府の魅力を上げる

（例：子育て環境日本一、移住、環境、地域振興など）

※テーマの選定にあたっては、広報課と事前に十分な協議を行うこと

#### ◎企画

- ・ 伝わることを重視し、わかりやすい動画の配信であること
- ・ 普段、京都府政に馴染みがない人にも訴求できる内容であること
- ・ 京都府知事を効果的に起用し、動画を視聴することでより京都府政を身近に感じること  
「京都府が好き」かつ、「京都府に住んでいることに誇りを持つ」きっかけとなる内容であること

## 5 業務について

### (1) 制作に関する共通条件

- ・ YouTube という媒体の特徴を活かした動画とすること
- ・ BGM やテロップを入れるとともに出演者のコメントを活かした動画とすること
- ・ 納品するデータは YouTube チャンネルで配信可能なデータ形式により行うこと
- ・ BGM やデザインなどの各種ビジュアルに統一性を図ること
- ・ 京都府公式 YouTube チャンネルの認知度を高め、再生回数を増やすために事業者のノウハウを活用した手法や企画を盛り込んで提案すること

### (2) スケジュール

- ・ 令和6年2月上旬までには、作成した動画を全て府公式 YouTube チャンネルで公開・配信すること。
- ・ 作成した動画は、事業期間の中で一定の頻度で公開・配信すること。

### (3) 動画納品及び公開設定について

京都府による確認が完了した動画及びメタデータは、Microsoft OneDrive 上の所定のフォルダに格納し、速やかに京都府公式 YouTube チャンネル上に公開設定すること。

### (4) 業務内容

#### ア 京都府政情報発信のための動画制作等業務

##### (7) 京都府政情報発信のための動画制作業務

1	内容	京都府政情報（京都府施策）への理解と共感を得るため、京都府知事が出演する動画制作（企画、取材・撮影、編集）を行い広報課に納品する業務。
2	尺	5分以上～10分以内
3	制作本数	6本以上
4	撮影回数	15回以上（うち、知事収録は3回とし、12回以上撮影） ※撮影回数1回は1日を上限とする
5	留意点	・ 京都府知事の出演した動画とすること ・ 京都府知事の収録は1本30分（2本撮影/1日）を基本とする が詳細は企画内容を踏まえ広報課と協議し決定するものとする。 ・ 知事の公務が優先されるため、急遽、日程を変更する可能性があるが対応方法は都度、広報課と協議し決定するものとする。

(イ) ショート動画の制作業務

1	内容	(ア)で作成した動画へ誘導するためのショート動画制作（企画、取材・撮影、編集）を行い広報課に納品する業務
2	尺	YouTube ショートの規格に則ったもの
3	制作本数	6本以上
4	撮影回数	3回以上
5	留意点	・ 京都府知事の出演した動画とすること ・ 知事収録時間は、(ア)の動画制作時間内と基本とするが 詳細は企画内容を踏まえ広報課と協議の上決定すること。

(ロ) 広告等の出稿・周知業務

1	内容	(ア)及び(イ)で作成した動画をターゲット層に効果的に訴求するためにYouTube 広告等の出稿や広報課で運用する SNS 等を活用することで京都府公式 YouTube チャンネルの周知及び登録者数増加に向けた取組を行う業務
2	留意点	広告費は全体事業費の 20%以上とするが広告の種類は問わない

(ハ) 京都府公式 YouTube チャンネルの運用業務

1	内容	(ア)及び(イ)で作成した動画の制作本数に準じたサムネイル、タイトル、動画の説明文（ディスクリプション）等のメタデータを作成し、制作した動画を府公式 YouTube チャンネルに公開設定すること。なお、設定の際は公開日や終了画面等の詳細を設定すること
2	留意点	公開日等、設定内容の詳細は京都府と協議の上、決定すること

イ 京都府公式 YouTube チャンネルの分析・報告業務

1	内容	(ア)及び(イ)で作成した動画について分析し、課題を抽出した上で、改善提案を含めた報告書を作成すること。なお、①クリック率、②平均視聴率、③高評価率等の指標を元に分析すること。 なお、KPI は選定事業者と協議の上、決定すること
2	留意点	報告書の提出時期は京都府と協議の上、決定すること

#### (5) 打ち合わせ

業務の遂行にあたり、府と定期的な打合せを行うものとする。

また、打ち合わせ以外でも随時メール、電話等で京都府とやりとりを行い、対応するものとする。なお、受託者は、打ち合わせ結果を記録にまとめ、速やかに京都府に提出するものとする。

#### 6 業務体制

本業務を円滑に遂行するため、画像やデザイン、映像、音声等の映像コンテンツの制作及びインターネット動画配信にあたっての必要な知識と技能を有する従事担当者を確認し、最低以下の人員を配置すること（兼務可）

- ・ 委託業務の総括責任者（1名）
- ・ 京都府広報課との窓口担当者（1名）
- ・ 動画撮影担当者（2名）
- ・ 動画音声担当者（2名）
- ・ 動画編集担当者（2名）
- ・ サムネイル・ディスクリプション等メタデータ作成担当者（2名）
- ・ 京都府公式 YouTube チャンネルの運用・分析担当者（1名）
- ・ YouTube 広告の出稿業務担当者（1名）

#### 7 納品物

「5（4） 業務内容」で得た素材データについても広報課に納品すること。  
納品方法は、広報課から手渡す HDD 内に各素材データが使用しやすいようにフォルダ分けし格納し納品すること。

#### 8 著作権の帰属

事業者は京都府に対し、本制作物にかかる一切の著作権（著作権法 27 条及び 28 条の権利を含む）を譲渡するものとする。また、事業者は京都府または京都府が指定する第三者に対し、著作権人格権について、一切行使しないものとする。なお、著作権譲渡の効果は、第 6 条に定める委託料の支払い時点に発生するものとする。

#### 9 その他

受託者は、本業務の実施にあたって、不明瞭な点や改善の必要性がある場合、又は、執行上の疑義が生じた場合は、府と協議して定める。